

大阪航空局次長 殿
九州地方整備局 港湾空港部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

令和6年度 熊本地震の復興・復旧事業等における
積算方法等について

熊本地震の復旧・復興事業等における空港土木工事の積算方法等について、実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

熊本県内で実施する空港土木工事で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 積算方法

(1) 日当たり作業量の補正

当面の措置として、令和6年度については、対象歩掛、補正内容は以下のとおりとし、今後の実態調査結果等を踏まえ、改めて見直しを検討する。

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

なお、当該単価表については、国土交通省ホームページで公表の「令和6年度 熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を準用するものとする。

(2) 間接工事費の補正

「空港請負工事積算基準の一部改定について」（令和6年3月8日付国空空技第592号）の
共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」に該当するものとし、各工種区分に従
って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じる
ものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1. 1
現場管理費	1. 1

3. 適用にあたって

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記す
るとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5. その他

「令和5年度 熊本地震の復興・復旧事業等における積算方法等について」（令和5年3月3
1日付国空空技第586号）は、令和6年3月31日をもって廃止する。